

予期しない死亡の原因を調査し、再発防止を図る制度とは？

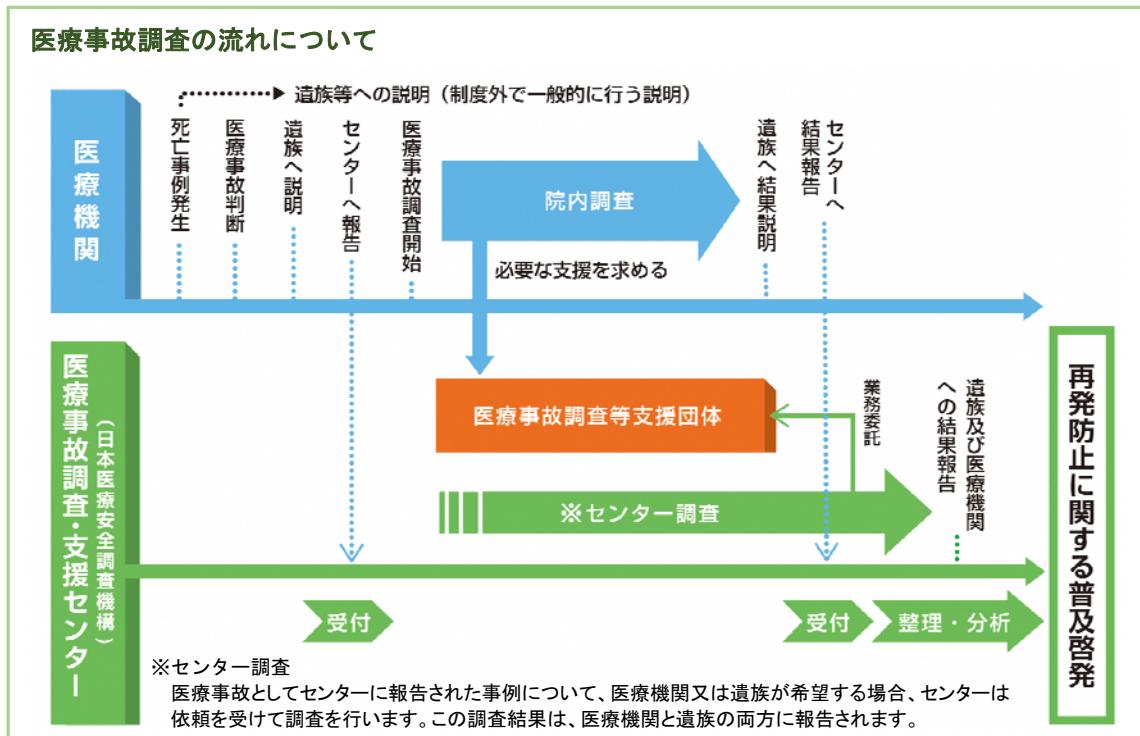
～医療事故調査制度～

医療の場における予期しない死亡の原因を調査する「医療事故調査制度」が、2015年10月に開始されました。この制度の目的は、**医療事故の原因究明と再発防止**を図ることによる医療安全の確保であり、個人の責任を追及するものではありません。

この制度により、医療機関には、**医療事故※1)**を報告し、調査する義務が発生しました。医療機関の管理者（院長など）は、院内で起きた死亡事例が医療事故に該当するかどうかを判断し、該当する場合には、遺族へ説明を行ったうえで、第三者機関である医療事故調査・支援センター※2)（以下「センター」）へ報告します。

さらに、医療事故の原因を究明するため、院内で調査を行います※3)。院内調査の終了後、医療機関は、遺族に調査結果の説明を行い、センターへ**院内調査報告書**を提出します。

センターでは、医療機関から報告された院内調査報告書を集積し、多くの事例の分析を行うことにより再発防止策を検討します。この再発防止策は、「**医療事故の再発防止に向けた提言**」としてまとめられ、全国の医療機関の他、医療関連団体、学会等に周知されます。



- ※1) この制度における「医療事故」の定義は、「病院、診療所、助産所に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、その管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったもの」であり、法令等に詳細に規定されています。
- ※2) 「医療事故調査・支援センター」は、医療事故調査制度における第三者機関であり、一般社団法人日本医療安全調査機構は、厚生労働大臣から指定を受けてその業務を行っています。
- ※3) 院内調査を行う際は、中立性、公正性を確保するために医療事故調査等支援団体（医療機関が院内調査を行うにあたり、必要な支援を行う団体で、都道府県医師会、大学病院、各領域の医学会など、複数の医療関係団体で構成される）の支援を求ることができます。

医療事故調査・支援センター
(一般社団法人日本医療安全調査機構)

・相談専用ダイヤル：03-3434-1110
・ホームページ：<https://www.medsafe.or.jp/>